平成２９年（フ）第１０１号
長野県松本市石芝３丁目５番10号
債務者　依田　英明
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４１６号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地10棟303号
債務者　小西　盛二
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
京都府宇治市五ケ庄折坂１番地、前住所京都府宇治市五ケ庄広岡谷１番地の21
債務者　伊吹　　章
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
福岡県飯塚市伊岐須３番地
債務者　田中　元己
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６１号
福岡県飯塚市伊岐須３番地
債務者　田中真智子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６２号
福岡県嘉麻市岩崎263番地６　稲築新屋敷団地40号（住民票上の住所　福岡県嘉麻市漆生1516番地１）
債務者　柴田　輝昭
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７２号
宮崎県日向市曽根町２丁目15番地　ジェイハイツ101号
債務者　白田智保美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第７３号
宮崎県日向市大字富高7007番地１　サンハウス101号
債務者　金丸　伸一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第７４号
宮崎県延岡市伊達町１丁目19番地　パストラルタケイ　302
債務者　甲斐　幸代
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６５号
宮城県大崎市古川大幡字原田237番地１　パシアンＡ棟101号
債務者　大泉　健太
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
宮城県大崎市古川大幡字原田237番地１　パシアンＡ棟101号
債務者　大泉　　舞（旧姓花谷）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
兵庫県美方郡香美町香住区訓谷153番地の81
債務者　柳本早矢香
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
山口県岩国市室の木町４丁目27番７－201号光ハイツ
債務者　山本　美穂
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１６号
山口県岩国市旭町１丁目15番26号
債務者　東　　伸樹
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第８２号
青森市久須志１丁目７番１号　岩渕方
債務者　柴田　洋輔
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
青森市久須志１丁目７番１号　岩渕方
債務者　柴田　江梨
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
名古屋市南区戸部町１丁目50番地の８
債務者　加藤絵里奈
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部